

第6期 中野区障害者自立支援協議会議事要録

		記録（書記）		後藤
会議名	自立支援協議会（全体会）	回数		第8回
日時	2019年9月25日（水）	13時30分	～	15時15分
会場	中野区役所 7階 第10会議室			
検討内容				
◆鈴木久委員（中野区立療育センターアポロ園）自己紹介				
◆会長あいさつ◆				
<p>2月に引き続き、9月15日に第2回目の国家公務員の常勤職員の採用試験が行われ、248名の採用予定に対して3,104名が受験をしたとのこと。倍率が12倍超えと、かなり厳しい採用枠となった。受験を申し込んでいたのは4,574名で、かなり大勢の方が申し込まれていたようだ。障害種別は、精神障害64%、身体障害34%、知的障害2%とのこと。</p> <p>7月の参議院選挙で重度の障害のある方が参議院議員に当選されたということで注目されているのが、就労中に重度訪問介護を利用できるかどうかで当面はサービスの対象となっていないので、参議院で費用を負担するという事で対応するようだ。これをきっかけに、就労時に福祉サービスをどのように利用するかというところへ発展させていきたいと考えている。</p>				
(1) 区からの報告事項				
①「(仮称)中野区手話言語条例」及び「(仮称)中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」の検討について				
<p>手話は障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、言語として位置付けられているが、手話が言語であることの理解が十分ではないことから、区は手話が言語であるとの理解を促進するため(仮称)中野区手話言語条例について検討を進める。</p> <p>また、中野区では平成30年4月に中野区ユニバーサルデザイン推進条例が施行し、全ての人が、自らの意思により自立して活動し、自己実現できる環境を段階的かつ継続的に整備することとしている。このことから、全ての区民が、障害の有無にかかわらず、ひとしく情報を取得し、意思疎通を行うことのできる環境を整備しなければならない。これらを踏まえたうえで、障害者の多様な意思疎通手段の普及などを推進するため(仮称)中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例について検討を進める。</p>				
(質問)				
<p>「(仮称)中野区障害者の多様な意思疎通の促進に関する条例」については、対象となるのは障害者手帳を取得している方のみとなるのか、手帳を取得していなくても生活に支障を感じていたり、意思疎通に不便を感じている方も対象となるのかお伺いしたい。聴覚障害者といっても、障害者手帳を取得している方が約30万人でそれ以外の中等度の難聴で手帳を取得できない方も多数いらっしゃるの、そういった方々も条例の対象となるのか気になっている。</p>				

(回答)

こちらの条例については区で検討を始めたところなので、このあと皆様からのご意見を伺いながら条例化していきたいと考えている。障害者手帳の有無に関しては、基本的には障害者手帳を取得している方ということになるが、それ以外の方についても意思疎通に関して困難を感じている方も含めて対象というように考えていくことを検討しているところである。

②中野区知的障害者生活寮の事業実施について

平成31年4月からやまと荘の生活寮事業については、社会福祉法人に委託して実施している。やまと荘の緊急一時保護事業、やよい荘の生活寮事業及び緊急一時保護事業は休止している。今後の知的障害者生活寮の事業については、応募資格要件の変更等を行い、受託事業者を公募する予定である。

(質問)

知的障害と車椅子使用など身体障害と重複している場合も、利用の対象となるのかお聞きしたい。今まではやまと荘は建物の構造上利用できなかったが、やよい荘は利用することができた。

緊急一時保護事業、短期入所を利用する場合に事業所の場所までの送迎をどうするか、非常に頭が痛い問題だと感じていて、会館バスを利用できる区間に当たらない場合は利用しづらいとなると困ってしまう。今までやよい荘ではバスポイントまでの送り迎えをしてもらっていたが、今後も継続して頂けるかお聞きしたい。

(回答)

利用対象の方については、やまと荘、やよい荘はバリアフリー化していないので、身体障害の方となると対象が限られてしまうところがあるかもしれない。

今までやよい荘、やよい荘の緊急一時保護事業をご利用いただいていた場合は、今後も変更なくご利用して頂くことができると考えている。

(意見)

○やよい荘、やまと荘を利用する時は、ふだん乗っている会館バスとは違うルートバスに乗って作業所へ通所するので、バスポイントまでお迎えに来てくださっていた。それを継続して頂けないと困ってしまうのでしっかり検討して頂きたい。

○中野特別支援学校の生徒がやまと荘、やよい荘を利用する時は、いつもと違うスクールバスを利用するのでバスポイントまでお迎えに来て頂いていたから、学校にも通えて緊急一時保護事業も利用することができた。ぜひバスポイントまでの送迎を継続して頂きたい。

もう一点お願いしたいことは、今後のスケジュール(予定)のところに12月に企画提案公募型事業者選定方式による事業者選定の実施、事業者決定、区民等への周知とあるが、中野特別支援学校と区内の特別支援学級にも周知をお願いしたい。特に学校の教員が知らずに、保護者の方へ

情報をお伝え出来なかったということが無いようにしたいので、ぜひお願いしたい。

(2) 相談支援機関会議報告

◆第64回（7月31日実施） 事例件数総数：50件

主たる話題は、特定相談支援事業所とすこやか障害者相談支援事業所の役割の違いについて。一部の就労移行支援事業所ではなかなか就労に結びつかずに結果的に2年の利用期間終了のタイミングですこやか障害者相談支援事業所へ相談に来るケースが散見される件について。

◆第65回（8月28日実施） 事例件数総数：28件

主たる話題は、障害児（発達障害が認められるケース）の区立の母子生活支援施設で行われる緊急一時保護事業の利用について等。

情報提供として、10月1日からの児童発達支援等の利用者負担の無償化について。年金生活者支援給付金

制度について。東京都相談支援従事者主任研修について。

【 特定相談支援事業所とすこやか障害者相談支援事業所との役割に関して 】

（意見）

○自法人でもすこやか障害者相談支援事業所の委託を受けているが、すこやか障害者相談支援事業所は一般相談、計画相談の2本立てになっている。第64回相談支援機関会議で話題になったように、すこやか以外の特定相談支援事業所が計画を作成したケースの担当者会議に出席してほしいと声がかかる。基本的には特定相談支援事業所とサービス事業所が関わっていれば事足りる状況だと思っているが、すこやかに声がかかるということは地域の事業所が何かしらの期待をすこやかに寄せている部分があるのだと思っていて、外から期待されている役割と、運営側が思っている役割の違いがはっきりしてくるといいのではないかと思う。

内容をよく分かっているケースの担当者会議に呼ばれる場合はいいのだが、関わりの薄いケースでも呼ばれることがあって、それは困難事例だから呼ばれるのだろうが、本来であれば困難事例は基幹型が請け負うべきではないのか。お互いの役割を明確にしていくと、中野区の相談支援事業が効率的に動くようになると思う。

○相談支援専門員の研修会には特定相談支援事業所も参加して、一緒に事例検討を行ったりしている。確かに事業所を利用するための計画作りからなかなか抜け出せない状況はあるが、そこを一步前進して利用者全体のケースマネジメントに関われるような相談支援専門員を育てていく。また基幹型相談支援センターとしては、困難事例の対応として指導、助言という形にはなるが、大いに活用して頂いて共に成長していきたいと考えている。

（質問）

中野区の場合は、計画を作成するなら受給者証が発行されると思うが、精神障害の方については障害福祉課の職員が担当しているのかお聞きしたい。もし担当しているとすれば、ケースの担当

と基幹型の役割の違いについて教えて頂きたい。

(回答)

精神障害者の方については、まず区役所に配置されている保健師 2 名は基幹相談支援センターに配置されている保健師という位置付けになり、担当する範囲は虐待や権利擁護に関わるような困難ケースの対応や支給決定に関わるようなサービスのご案内等が中心となっている。具体的な支援については、各相談支援事業所と直営としてはすこやか福祉センターに配属されている地区担当の保健師が直接の支援を行う形となっている。

(質問)

相談支援専門員が計画を作るときにどのサービスを使おうかと考えて、区の職員に相談することがあると思うが、その連携はうまくいっているのかお伺いしたい。

(回答)

主に基幹型に配置されている職員やすこやか福祉センターの直営が受ける質問として最も多いのが、サービス事業所や相談支援事業所からのサービスの利用の希望があるが制度として利用可能かどうか、どこにどのような形で申請をすればよいのか、そういった内容の相談がかなり頻繁に入っている。

【 障害児の緊急一時保護事業に関して 】

(質問)

知的障害はないが、LD、ADHD、または ASD で通常学級にいるようなケースのお子さんが、区立の母子生活支援施設で行われる緊急一時保護事業で受入れ不可となっているということなのかお伺いしたい。

(回答)

手帳を取得している方については、基本的にお預かりすることが難しいと断られるケースが多いようだ。先方としては安全にお預かりすることができないからということでお断りをされているようだが、手帳 4 度であっても非常に状態が安定していらっしゃる方については再度障害福祉課から依頼をして、結果的には母子生活支援施設さつき寮を利用することができたというケースもあるので、手帳を持っていると絶対に利用できないという事ではないが、比較的断られることが多い状況ではある。

(質問)

今のお話だと、愛の手帳を取得していると断られることが多いということではよいのか。それだと、発達障害等ということだとイメージが違ってくる。

(回答)

小さなお子さんと愛の手帳を取得している方が非常に少ない。手帳を取得している方は少ないけれど、発達障害がお持ちだということで様々な療育機関と関わっていることを根拠にお預かりできないと言われることが多い。手帳を取得されている方については手帳を理由に断られることが多く、そうでない方も療育機関等で療育を受けている状況にある方については比較的断られることが多いということになる。

(質問)

今の話は、母子生活支援施設で行われる緊急一時保護事業では手帳を取得していると受入れを断られることがあって、そうすると緊急一時として受入れがかなり厳しい障害のある児童の受け入れ先の社会資源が数として不足しているということでしょうか。

(回答)

お伝えしたかったのは、母子生活支援施設で行われる緊急一時であり、基本的には障害児を対象にした施設ではないので、障害児でも母子生活支援施設で預かってもらえる場合もあるということ。お子さんの短期入所の施設として利用できる場所は確かに少ないので、軽度のお子さんの中でも特に小さなお子さんは、成人の施設で短期入所を利用するのは非常に難しい問題があるので、多少療育の必要性のあるお子さんについても母子の制度のなかで一時保護等を行って頂けるとよいのではないかと考えている。

(3) 相談支援部会報告

◆第 13 回 (7 月 17 日開催)

平成 30 年度の中間報告の内容と、令和元年度に話し合う課題の確認を行った。

◆第 14 回 (8 月 21 日開催)

グループ①は成人期の相談支援の在り方についての検討を行っており、相談支援事業所からの話題提供をもとに意見交換を行った。内容は就労移行支援事業所の利用について、情報へのアクセスに関する課題、区内の特定相談支援事業所が不足している等について。

グループ②は、9月に地域包括支援センターのケアマネージャーの方をお招きして話し合いを行う予定があるため、今まで作成した資料や事例を再度確認しながら質問を考えたり、障害福祉の立場からの意見をまとめる作業を行った。

【 就労移行支援に関して 】

(質問)

就労移行支援事業の在り方は様々な議論がある。アセスメントをする際にご本人にとって事業がふさわしいかどうか見極めることになるが、かなり厳しい条件であってもチャレンジしたいという方は利用できないという事になる。2年という期間が定められているので、期間を過ぎた場合は他の事業へ移らざるを得ない。でも2年たっても、まだチャレンジしたいという方もいらっしゃるので、この事業そのものの在り方を考え直していくことはできないだろうかと考えてしまう。現在は2年を超えて利用を継続するのは厳しいのだろうか。

(回答)

2年の就労移行支援の期間をフルで利用される方が少なく、途中で辞めてしまわれる方も非常に多い。2年間をフルで利用されて、さらにもう1年くらい期間があると就職できそうだということで、ご本人から希望があり事業所からも推薦があった場合は個別に審査をさせて頂いて継続

ということもある。

(意見)

○おそらく就労移行支援事業所にもいろいろな個性があって、その方に向いている就労移行支援事業所がどこなのかということ相談支援専門員がアセスメントをして、ご本人と話し合って紹介していくという事が必要だと思う。一人の相談支援専門員がどのくらいの人数を受け持っているのだろうか。たぶん相談支援専門員の資格を持っている人の中にも、計画を作成することをメインにしている場合と、同じ法人のなかの事業所の計画を本業のあいまに作成している場合があると思う。数年前に計画相談の時間数を出して、その時間数と件数を掛け合わせると全く足りないというお話が出てきたので、それは数字で出して頂けるとよいと思う。

○本来は適切なサービスを受けられているかどうかを判断するための相談支援事業所であり、利用している事業者が相談を受けるというのは本来の姿ではないので、色々問題が起きている。

(4) 就労支援部会報告

◆第3回(7月11日開催)

◆第4回(8月8日開催)

◆第5回(9月12日開催)

当初から大家さん向けセミナーの開催、成果物という形で物理的なものを作ろうということの2本立てで話し合いを進めている。その他に今年度はグループホームと精神科の病院の見学会など。

【 大家さん向けセミナーについて 】

(質問)

大家さん向けセミナーは不動産屋さんはずでに対象となっているのかお伺いしたい。

(回答)

毎年開催しているので、毎年不動産関係の方は参加して下さっている。ただ、いま課題だと思っているのは、グループホームは土地や物件をお持ちの方が事業所と組んで開設に向けて取り組むと東京都の補助を受けられて大家さんにとって非常にメリットのある形で開設できる。やりたいという事業所と、土地や建物を持っている方のマッチングがうまくいく仕掛けがあるといいのではないかと考えている。

(5) 就労支援部会報告

◆第11回(6月18日開催)

◆第12回(7月16日開催)

第11回は障害者福祉事業団の担当者から、特別支援学校・障害者就労施設等連携事業と民間共同受注促進事業の平成30年度の実績報告についてお話を伺った。

第12回は社会福祉法人中野あいいく会が今年度4月からスタートさせた高齢の知的障害の方を対象にしたプログラムについて、杉の子城山事業所の村上所長からその取り組みについてお話を伺った。

9月の部会ではチャレンジ雇用について取り上げていて、次回の全体会で報告させて頂く。

【 利用者の高齢化について 】

(質問)

杉の子城山の障害者の高齢化に対応したプログラムは、行政の許可を得ながら、一つ一つ確認しながら運営しているということなのかお聞きしたい。

(回答)

実際に介護保険と併用している方が2名ほどいらっしゃるということで、その辺りも調整されているというお話だった。制度の中で、出来る形で頑張っているということだった。

【 慢性的なマンパワー不足について 】

(意見)

第11回では、事業者側の慢性的なマンパワー不足と話題が出てきたが、人材不足はどこも抱えている問題だと思う。送迎のドライバーの不足は特に困る。

短期入所を利用する場合に日中活動先への通所をどうするかという問題や、区内の各事業所で送迎について差が出ないように区でも補助等検討して頂ければと思う。

(6) 施設系事業者連絡会報告

◆第57回(8月29日開催)

6月の連絡会で中野区の総務部 危機管理課 防災対策係長、防災担当計画係を招いて、区の防災対策に関する話を伺ったので、それを受けて各事業所で何らかの取り組みを行ったか、それぞれの課題等についての話し合いや、今後の検討課題として取り上げる人材確保や研修会についての話し合いを行った。

(7) その他報告、提案、情報提供等

【 情報提供 】

○宮澤委員(中野区愛育会)より

区民福祉講演会 知的障害者が地域で暮らすために 『行動障害の理解と支援について』

日時:2019年10月29日(火)午前10時~11時40分(開場9時30分)

場所:中野区産業振興センター 3階 大会議室

○小高委員(特定非営利活動法人 ねこの手)より

「介護保険から自立生活を守ろう2」

日時:2019年11月3日(日)14時~16時30分

場所：スマイル中野社会活動センター5階 第1・2会議室

○秋元委員（中野区社会福祉協議会）より

福祉のしごと 相談・面接会

日時：令和元年9月27日（金）13時～16時

（受付開始12時30分、受付終了15時30分）

場所：中野区産業振興センター 3階フロア

【 その他報告 】

○ヘルプマークの配布開始について（中野区）

昨年度3月の全体会で中野区でヘルプマークの配布を始めるという予告をさせて頂き、8月中旬から障害福祉課の23番窓口、すこやか障害者相談支援事業所4か所、区内5か所の地域事務所、区内11か所の地域事務所を併設していない区民活動センターで配布を開始している。

ホームページにもともと中野区ヘルプカードのページがあったが、そこにヘルプマークを加えて現在公開している。それ以外に配布を始めたというお知らせのホームページも作成した。

中野区の公式ホームページはもともと音声読み上げに対応する形になっているので、そちらでご承知おき頂ければと思っている。

備考

次回日程 令和元年11月21日（水）13:30～15:30
中野区役所 7階 第10会議室